



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 花村

年次有給休暇の 時効と時季変更権

4月は年次有給休暇を更新される会社が多いかと思えます。今回は一つの質問を例にとり、年次有給休暇の時効と時季変更権についてご案内いたします。

年休申請の拒否可能か

時効消滅前に一括消化

業務繁忙で時季変更したい

【問】 従業員から10日の年休申請がありました。所屬部が繁忙を極めていたため、一部時季変更権を行使するのは白々なので、手を変えて「日」を変えました。しかし、本人は「時効消滅するので、一部繰越しが望ましい」と主張しています。時季変更権を行使するのは白々なので、手を変えて「日」を変えました。しかし、本人は「時効消滅するので、一部繰越しが望ましい」と主張しています。

【答】 「6カ月繰越」(平6・1・4基準第1条第39条)、「年休時効規定」(労基法第39条)の適用が与りか、繰越しは認められ、時季変更権は行使できません。時効は「権利を行使する」という行為から進行するもので、付与年度に繰越されず、翌年度に繰越され、その場合、繰越し先の新規年分のうちを先に消化するかは当事者の意思によります(労基法「コンメンタール」)。合意のないままに「繰越し」から消化され、推定すべきとする説(菅野和夫「労働法」)が有力です。

【ポイント1】 有給休暇はいつ取得できるもの? 原則: 労働者が希望した日。ただし、労働者が希望した日に有休を与えると業務の正常な運営を妨げる場合は取得時季の変更が可能 = 時季変更権



労働基準

ポイント2:

有給休暇の時効は?

原則: 2年
ただし、2年を超えて使用することを認めることもできる



Q. 年次有給休暇を使い切っておらず、時効で消滅すると考えた従業員が、まとめて年次有給休暇を請求することがあります。忙しい時期にまとめて有給休暇を取得されるのは困るのですが、会社はこの請求を拒むことはできるのでしょうか?

ポイント1: 有給休暇はいつ取得できるもの?

原則: 労働者が希望した日
ただし、労働者が希望した日に有休を与えると業務の正常な運営を妨げる場合は取得時季の変更が可能 = 時季変更権

A. 合理的な理由がある場合には会社は時季変更権を行使することができます。今回のようにまとめて請求された場合には、その一部分について時季変更をすることができるかもしれません。ただしその結果、時効消滅してしまうのであれば、2年を超える使用を認める事を考えても良いかもしれません。

年次有給休暇は平成22年4月1日に施行される改正労働基準法で時間単位での付与が可能になります。時間単位付与制度の導入や年次有給休暇についてご不明な点は弊所までお問い合わせください。

TEL . 03-3526-4277